

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和四年六月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十二号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県空港管理条例施行規則（昭和五十六年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第七条関係）	着陸料等を減額する航空機	減額する額	別表（第七条関係）
	一・二 略	略	
三 大館能代空港と本邦内の地点との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機（客席数が百以下のものに限る。）であつて、平成二十二年一月一日から令和五年三月三十一日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの（五の項に該当するものを除く。）	略	略	三 大館能代空港と本邦内の地点との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機（客席数が百以下のものに限る。）であつて、平成二十二年一月一日から令和五年三月三十一日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの
	四 大館能代空港と東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機（客席数が百を超えるものに限る。）であつて、平成二十二年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの（次項に該当するものを除く。）	略	
五 大館能代空港と東京国際空港との間の路線	略	略	略

条例別表第一

六・七略	<p>線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機（当該路線における航行の回数増加に係るもの又は安定的かつ継続的に航行させる必要があるものとして知事が別に定めるものに限る。）であつて、令和四年七月一日から令和五年十月二十八日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの</p>	略	<p>及び条例附則第四項の規定により算出した着陸料の額に十分の九を乗じて得た額</p>
五・六略		略	

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。